被保険者が入院・入所している場合の

介護保険住宅改修承諾書

このたび、介護保険給付対象となる住宅改修を行うにあたり、現在のところ被保険者が入院または入所しておりますが、下記の注意事項について了解しましたので、必要書類を添えて事前申請を行います。

【被保険者が入院・入所している場合の注意事項】

1. 被保険者が退院・退所しないこととなった場合は、介護保険の給付がされないため、全額自己負担となります。
2. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書等は、被保険者が退院・退所後に提出していただきますので、住宅改修費の支給もそれ以降になります。
3. 利用限度額は２０万円まで（原則1回限り）です。
4. 支給方法は「償還払い」に限ります。

上記について説明を受け、理解しました。

申請者（被保険者・成年後見人）

　　住所：

　　　被保険者番号：

　　　申請者氏名　：

[申請者が後見人のとき]　被保険者氏名：

[代筆のとき]　代筆者氏名　：　　　　　　　　　　　　　申請者との続柄：